パプアニューギニアにおける問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制・関税・通関規制	日商	(1)	原木輸出規制	・パプアニューギニア政府（Papua New Guinea Forest Authority = 森林公団が主導）の方針で、2025年までに国内で伐採された原木の内、50%を同国内で加工する目標を掲げている。政策の目的は、既存林業会社（外国資本）の投資促進で、製材工場の新設による雇用拡大や税収増加を期待している。背景として、政府の慢性的な資金難が影響している。 （変更）	・当社は持続可能な施業を行い、FSC認証植林木を生産している。現状は輸出税の免除を受けており、これの継続を要望する。 ・また、加工化と製品の国際競争力獲得のためには労働力、電気、水道、輸送インフラの整備が必須でありこれらへの投資の推進を希望する。	・PNGFA Medium Term Development Plan Ⅲ ・PNGFA Sustainable Forest Management Policy ・PNGFA Downstream Processing Policy
12	為替管理	日機輸	(1)	通貨規制	・パプアニューギニア中央銀行による通貨規制は継続しており、パプアニューギニアの輸出顧客からの支払いが疎外されている。顧客はオーストラリア・ニュージーランド銀行と良好な関係を築いているが、割り当てられる米ドルの「1日の割り当て」がまだあるため、これは支払いの取り決めにある程度の影響を与える。 （変更）	・情報共有。	
14	税制	日商	(1)	消費税の未還付	・パプアニューギニアの輸出企業は、国内で支払った消費税（Goods and Services Tax = GST）に関し、毎月税務局（Internal Revenue Commission）に申告することで還付を受けられる。しかしながら、2021年3月に、パプアニューギニア国内の林業会社はTAX Auditを受けて、確認がされるまで還付がされないことが告知された。 一方で、税務局に再三確認をするも、Tax Auditの実施に関する情報はない。 また、実際にAuditを受けた企業の話も聞かない。同様に、当社の税に関する書類（Statement of Account）に、申告したのにも関わらず長期間還付税額が記載されない状態で放置されている。当社では、2022年末時点で、約PGK3.5M金額が未収入金となっている。 （変更）	・開発途上国で事業をする上で、カントリーリスクの一部と捉えている。ただし、国の制度としてある以上、一刻も早い運用の適正化を望む。	・PAPUA NEW GUINEA GOODS AND SERVICES TAX ACT 2003

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。